

# 一般社団法人日本小動物獣医師会 定款施行細則

## 第1章 会議規程

### 社員総会細則

- 第1条 社員総会の運営は、法令定款の定めによる他この細則による。
- 第2条 社員は社員総会に出席して意見を述べ、議決に加わることが出来る。
- 第3条 総会開会宣言後、会長は仮議長を務め議長の選任を諮らなければならない。
- 第4条 議長には、議長団として2名を選任する。
- 第5条 議長は、議事の進行にあたり議事録署名人として地方会より選任された代表社員と役員社員の中から指名する。
- 第6条 議案は全て提案者が説明するものとする。但し、必要あるときは議長の承認を得て別の者に説明させることが出来る。
- 第7条 社員総会において、一般社団法人および一般財団法人法の定がある場合を除き、通知された議題以外の議題を提案することができない。
- 第8条 会議における発言者は、議長の承認を得た後、所属および氏名を明らかにして発言しなければならない。
- 第9条 議長は、会議中に法令または定款等に違反し、その他議場の秩序を乱すものがあつたときは、これを制止しまたは発言を取り消させ、なお命令に従わない時は発言を禁止し若しくは議場外に退去させることが出来る。
- 第10条 表決は挙手、拍手、投票のいずれかの方法によるものとする。
- 第11条 否決された議案または動議は、同一年度中には再び提出することが出来ない。

### 理事会細則

- 第12条 理事会の運営は、法令定款の定めによる他この細則による。
- 第13条 会長は、少なくとも年間5回以上の理事会を開催し、会務を報告するとともに、次の事項について議案を諮って会務を決定しなければならない。
- ①事業の執行計画および進捗状況
  - ②事業の成果および会計状況
  - ③社員総会に付議すべき事項
  - ④その他事業の執行上必要な事項
- 第14条 理事会の招集は会長が行い、会長に事故あるときはあらかじめ会長が定めた副会長がこれに当たる。
- 第15条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ会長に届け出なければならない。
- 第16条 会長が必要と認めた場合は、職員に説明および意見を述べさせることが出来る。
- 第17条 会長は急を要する事項で理事会を招集することが出来ない場合、三役で決済し執行出来る。但し、この場合は、近々の理事会において執行した事項について報告しなければならない。

## 第2章 慶弔規程

第18条 役員、顧問、相談役及び会員の慶弔等については、本会に連絡のあったものについて、次の通りとする。

(慶事)：現役員の結婚	祝い金 50,000 円、祝電
現役員の子供の結婚	祝電
現役員 of 叙勲・褒章	祝電
顧問・相談役 of 叙勲・褒章	祝電
(弔事)：現役員 of 葬儀	弔慰金 50,000 円、花輪、弔電
現役員 of 親族 of 葬儀 (親・子・配偶者)	花輪、弔電
顧問・相談役 of 葬儀	花輪、弔電

この定め of 他に、会長が必要と認めた場合、その都度三役相談 of 上金額等を決定する。

第19条 会員の慶弔等については、会長が必要と認めた場合、前条を参考にしてその都度三役相談 of 上金額等を決定する。

第20条 役員、委員にして会務上における事故 of 対応については、保険を適用するとともに、必要に応じ三役相談 of 上金額等を決定する。

第21条 役員、委員にして疾病及び非常 of 災厄 of 対応については、必要に応じ三役相談 of 上金額等を決定する。

## 第3章 会務処理規程

第22条 会長は、定款第3条 of 事業を推進するため担当理事を指名して会務を分掌させなければならない。

第23条 会長は、理事会 of 議決事項について担当理事および事務局に速やかに処理させなければならない。

第24条 予算決定および議案調整または文書 of 起案等については、担当理事は正副会長に諮りこれを処理するものとする。

## 第4章 事務局および書類処理規程

第25条 事務局には、事務局長および所要 of 職員または囑託を置く事が出来る。

2 事務局長および職員等 of 任免、給料等 of 諸経費および職務等については理事会 of 議を経て会長が定める。

第26条 官公庁、各団体その他重要 of 文書には、正副会長および担当理事が押印する。

第27条 文書 of 発送收受は、全て総務担当理事が行い、年度別、事業別に処理するものとする。

(2) 文書 of 発送收受には、次 of 帳簿を備え付け処理する。

- ①文書の発送簿
- ②文書收受簿
- ③会員名簿
- ④社員名簿
- ⑤現金授受簿
- ⑥その他必要な帳簿

第28条 郵便および宅配便を発送する時は、郵便切手および宅配便受払い簿に種類、料金、発送先および年月日を記載する。

第29条 備品は各物品毎に番号等を付して物品台帳に整理する。

## 第5章 広報規程

第30条 会員に対する広報としては次の通り。

- ①JSAVAニュース
- ②JSAVAニュース 号外
- ③ホームページ
- ④JSAVAジャーナル
- ⑤社員・会員名簿
- ⑥その他

## 第6章 補則

第31条 この施行細則の改廃は理事会の議決による。

2 この施行細則に定めのない事項については、理事会の議決により会長が別に定めることができる。

## 第7章 附則

1. この規程は、平成26年11月24日（平成26年度第5回理事会）一部改正、平成27年5月31日（第7回定時社員総会）より施行する。
2. この規程は、平成28年7月24日（平成28年度第3回理事会）一部改正、同日より施行する。